



永遠のきずな



輸送サービス労働組合・大崎運輸区分会 発行責任者・情宣部 2024/10/29 No.023



「間に合うように出勤してください」
「寝室は空いています」

カラダを休めるために年休取ったのに
翌日出勤できないなら年休って
おかしくないですか？



永遠のきずな eternal bonds

輸送サービス労働組合 大崎運輸区分会
発行責任者・情宣部
2024.09.02
JTSU No.116

予備に人権を!! その2

～その前泊おかしくないですか？～

運転士組合員に発生した「勤務変更」
乗務員のみなさん！どう思いますか？！

とある運転士組合員の勤務。勤務発表後9月3日の行路が、

B予備から9行路（7時26分出勤）に売れました。

9/1 (日)	9/2 (月)	9/3 (火)	9/4 (水)	9/5 (木)	9/6 (金)
39-	公休	B予備→9	15	3	37

～時系列～

8月31日 (土)

・39行路を出勤した際、当直より「9月3日のB予備を9行路（7時26分出勤）」の勤務変更の通告。

→通告を受けた組合員がその場で「通勤経路は地元バスとJR。初バス使って大崎駅に向かっても、勤務開始の14分前の7時12分着。もし可能なら、例えば10行路（7時55分出勤）に変更すれば遅刻する事は無い。そこの変更できませんか？」と確認したところ、当直副長からは「10行路は交番の人が担当なので、そこ変更は出来ません。」と返答。

9月1日 (日)

管理者に再度「9行路を10行路か11行路に変更出来ないか、配慮出来ないのかを確認」するも回答変わらず。 ↓続く

↑9月にも類似のケースが発生しましたがギリギリ間に合いました。これも無配慮による乱暴な勤務指定と言えます。

10月予備勤務で31日に年休を入れた組合員が、11月勤務発表時11月1日の勤務を見て驚愕！

年休の翌日に平日の3行路（5時17分出勤）が後から指定されました。家からいくら急いでも大崎駅着は6時半ごろ。勤務作成時、当直から「11月1日は3行路になる」と言う事前のコミュニケーションはありませんでした。当直副長・指導副長、そして副区長に確認しても、上記の言葉を繰り返すばかりで、具体的な指示を一切行いません。これは責任を背負わない責任逃れでしかありません。現場長はA君に「仕事は職制するもの」と発言しましたが、乗務員の質問に対して具体的な指示が出せないようでは、職場の運営は成り立ちません。今回は予備月から交番月の入りで生じた、会社からの無配慮の一端によるものです。生活設計に対する配慮を欠いた行為と言わざるを得ません！

年次有給休暇とは、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇で、取得しても賃金が減額されない休暇のことです。（厚生省HPより）

年休の日に職場で前泊をする事を会社は決して指示する事ができません。さらに代替え手配も取らず、当日間に合わなければ、単純に遅刻として処理するというのです。

これで柔軟な働き方なのでしょうか？

柔軟な働き方とは真逆の硬直的な勤務指定！
生活設計への配慮を欠き、年休日に前日出勤を
黙示的に強いる職場運営が平然と行われている！

年休の次の日はなんでもアリなのですか？